

特殊建築物等概要書の添付が必要な建築物一覧表（1/2）

| 兵庫県・加古川市・高砂市・三田市 川西市・芦屋市・伊丹市・尼崎市 | |
|---|---------------------|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので <i>※1政令で定めるもの</i> | 床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので <i>※2政令で定めるもの</i> | |
| 学校、体育館その他これらに類するもので <i>※3政令で定めるもの</i> | |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので <i>※4政令で定めるもの</i> | |
| 倉庫その他これに類するもので <i>※5政令で定めるもの</i> | |
| 自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので <i>※6政令で定めるもの</i> | |
| 事務所その他これに類するもの | 階数が5以上かつ1000㎡を超えるもの |
| <i>※政令で定めるもの</i> | |
| ※1 政令未制定 ※2 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。） ※3 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 ※4 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 ※5 政令未制定 ※6 映画スタジオ又はテレビスタジオ | |

| 姫路市 | |
|---|--|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館又は演芸場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 主階が1階以外にあるもの 客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が200㎡以上のもの |
| 観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が200㎡以上のもの |
| 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等（政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。） | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が300㎡以上のもの |
| ホテル又は旅館 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が300㎡以上のもの |
| 下宿、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く。） | 6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（当該部分が避難階である場合を除く。） 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が300㎡以上のもの |
| 学校又は体育館（学校に付属するもの） | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 次のうち学校に付属するもの（博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場） | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場） | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの（床面積の合計が2,000㎡で当該部分に避難階を含む場合を除く。） 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が500㎡以上のもの |
| 事務所その他これに類するもの | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。） |

| 明石市 | |
|---|---|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館又は演芸場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 主階が1階以外にあるもの 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの |
| 観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの |
| 病院、診療所（患者の入院施設があるものに限る。）、高齢者等の就寝用途（注1）又は児童福祉施設等（高齢者等の就寝用途を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| ホテル又は旅館 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎 | 6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 学校 | |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 事務所その他これに類するもの | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。） |

（注1）**高齢者の就寝用途**：以下の用途に供するもの

- 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）
- 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
- 就寝用途の児童福祉施設等
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これらに類するもの
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所のうち利用者の就寝の用に供するものに限る。

特殊建築物等概要書の添付が必要な建築物一覧表（2/2）

（※）兵庫県確認検査機構 R元.7.

| 西宮市 | |
|---|---|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館又は演芸場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 主階が1階以外にあるもの 客席部分（避難階除く）が200㎡以上のもの |
| 観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 客席部分（避難階除く）が200㎡以上のもの |
| 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（避難階除く）が300㎡以上のもの |
| 共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） | <ul style="list-style-type: none"> 2階の部分（避難階除く）が300㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階除く） |
| ホテル又は旅館 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（避難階除く）が300㎡以上のもの |
| 下宿、共同住宅（サービス付高齢者向け住宅を除く）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く） | <ul style="list-style-type: none"> 6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ホッケー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 床面積の合計が2,000㎡以上のもの（避難階除く） |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合（当該部分が避難階である場合を除く。）、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡を超えるもの（待合は床面積の合計が3,000㎡以上のもの（避難階除く）） 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（避難階除く）が500㎡以上のもの |
| 事務所その他これに類するもの | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。） |

※ 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

| 宝塚市 | |
|---|---|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館又は演芸場 | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 主階が1階以外にあるもの 客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの |
| 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場 | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分（その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が200㎡以上のもの |
| 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。） | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分（その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上のもの |
| 児童福祉施設等 | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの |
| ホテル又は旅館 | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの |
| 共同住宅又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。） | <ul style="list-style-type: none"> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの 3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ホッケー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの 3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（カラオケボックスその他これに類するものを除く。）、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が3,000㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） 2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの |
| カラオケボックスその他これに類するもの | <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が100㎡を超えるもの |

| 神戸市 | |
|--|--|
| 用途 | 規模又は階 |
| 劇場、映画館又は演芸場 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの |
| 観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂、集会場（100㎡を超える集会堂があるものに限る。） | ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で200㎡を超えるもの ④主階が1階でないもの（劇場、映画館又は演技場に限る。） ※1 |
| 体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ホッケー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの（避難階のみにあるものを除く） ①3階以上の部分で100㎡を超えるもの ②建物全体で2,000㎡以上のもの |
| 学校、体育館（学校に附属するものに限る。） | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で2,000㎡を超えるもの |
| 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの |
| 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等 ※2 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で300㎡を超えるもの ④2階の部分で300㎡以上のもの |
| 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。） | |
| ホテル、旅館 | |
| 事務所その他これに類するもの | 左の用途に供する部分の床面積が、建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの |
| 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除く。） | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの ②6階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの |
| 公衆浴場 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの（避難階のみにあるものを除く） ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で3,000㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの |
| キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店 | 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの |

※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。

※2 「児童福祉施設等」とは 児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で、そのうち要介護者の収容施設のあるものを対象とします。